

原議保存期間	30年（令和33年3月31日まで）
有効期間	一種

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第327号、丁交指発第132号
令和2年12月25日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示の公布及び施行について（通達）

本年9月1日、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第73号。以下「改正省令」という。）及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第829号。以下「改正告示」という。）が別添1及び2のとおり公布され、同日施行された。

改正の経緯及び概要並びに留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件については国土交通省と協議済みである。

記

1 改正の経緯

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）において、軽自動車より小さく、原動機付自転車より大きいという特徴を有する1人から2人乗り程度の「超小型モビリティ」については、平成25年1月から、認定制度に基づいた運用が行われていたところ、更なる普及促進に向け、一般道を自由に走行できるようにするため、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の改正が行われた。

2 改正の概要

(1) 改正省令について

超小型モビリティ（長さ2.5メートル、幅1.3メートル、高さ2メートルを超えない軽自動車であって、最高速度60キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）（以下「高速自動車国道等」という。）を運行しないもの（省令第35条の3第22号イ又はロに掲げる自動車を除く。）をいう。以下同じ。）であることを自動車検査証の記載事項とすることとされた（改正省令第35条の3第29号）。

(2) 改正告示について

超小型モビリティの車両後面の見やすい位置に、最高速度が60キロメートル毎時以下の車両である旨表示すること等が規定された（改正告示第15条第33項第2号）。

3 留意事項

超小型モビリティは、高速自動車国道等を運行しないものであることが自動車検査証の記載事項とされている車両であることから、超小型モビリティが高速自動車国道等を走行していることを認知した場合には、以下のとおり対応されたい。

なお、超小型モビリティの走行開始時期は、令和3年1月が予定されている。

(1) 警告書の交付等

超小型モビリティが高速自動車国道等を走行していることを警察官が現認した場合には、当該車両の運転者に対して、別添3の様式を参考に作成した警告書を交付するとともに、高速自動車国道等から速やかに退出するよう指導する。また、当該超小型モビリティの走行場所及び車両情報、運転者の人定等の情報を控え、これらの情報を当該高速自動車国道等を管轄する地方運輸局等に提供する可能性がある旨、運転者に伝達する。

(2) 地方運輸局等への連絡

超小型モビリティが高速自動車国道等を走行していることを警察官が現認した場合又は防犯カメラの映像等により認知した場合には、現認又は認知した場所を管轄する地方運輸局等に対し、当該超小型モビリティの走行場所及び車両情報、運転者の人定等の情報の共有に努めること。

連絡を受けた地方運輸局等にあつては、必要に応じ、当該運転者に対して道路運送車両法第100条に規定する報告徴収を実施し、警察に結果を共有するので、当該運転者が故意に違反を繰り返すなど悪質性が高いと認められる場合には、地方運輸局等と連携し、道路運送車両法第67条第1項違反又は同法第100条第1項で規定する報告徴収に対する虚偽報告等により検挙することも視野に入れて対応されたい。

(3) 都道府県警察本部・警察庁への報告

高速自動車国道等における超小型モビリティの走行を認知し、地方運輸局等に対し情報共有を行った場合や検挙した場合には、都道府県警察本部の交通指導取締り担当課（以下「担当課」という。）に報告されたい。また、報告を受けた担当課にあつては、その内容を警察庁交通指導課指導担当係に報告されたい。

○国土交通省令第七十三号
 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条第二項及び第六十七条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第三十五条の三 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十一の二（略）</p> <p>二十二 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項</p> <p>イ 道路運送車両の保安基準第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車当該基準の緩和の内容</p> <p>ロ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第八条第七項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画（特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証区域計画をいう。第五十二条第二項第一号において同じ。）を含むものに限る。）に使用される特殊仕様自動車（特区法第二十五条の二第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車をいう。） 同号イ(1)、(4)及び(5)に掲げる事項</p>	<p>第三十五条の三 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十一の二（略）</p> <p>二十二 道路運送車両の保安基準第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車にあつては、その内容</p>

二十三、二十八 (略)
二十九 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和

三十二年法律第七十九号) 第四条第一項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。)において運行しないものを(第二十二号イ又はロに掲げる自動車を除く。)にあつては、その旨

2・3 (略)

(自動車検査証の記入の申請等)

第三十八条 (略)

2・7 (略)

8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。

一、十 (略)

十一 第三十五条の三第一項第二十九号に掲げる事項

9・10 (略)

(自動車検査証等の提示の命令)

第五十二条 地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分をしようとするときは、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一、五 (略)

2 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき(第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき)は、自動車の使用者に対し、当該

二十三、二十八 (略)
(新設)

2・3 (略)

(自動車検査証の記入の申請等)

第三十八条 (略)

2・7 (略)

8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。

一、十 (略)

(新設)

9・10 (略)

(自動車検査証等の提示の命令)

第五十二条 地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分をしようとするときは、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一、五 (略)

(新設)

自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一 特区法第八条第七項の規定による技術実証区域計画(特殊仕様自動車運行を含むものに限る。)の認定

二 特区法第十一条第一項又は特区法第二十五条の二第十七項の規定による前号の認定の取消し

三 特区法第二十五条の三第二項の規定による特区法第二十五条の二第七項の指定の取消し

(制限又は緩和の記載)

第五十三条 前条第一項各号に掲げる処分(第二号、第四号、第五号に掲げる処分を除く。)は、当該自動車検査証にその旨を記載することにより行う。

(制限の表示)

第五十四条 自動車の使用者は、第五十二条第一項第一号、第二号(法第五十四条第一項及び法第五十四条の二第一項の規定による指示に係るものに限る。)及び第三号並びに第二項第一号に掲げる処分に係る自動車(第一項第三号に係るものにあつては、その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を付されたもの(専ら道路(専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。))の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものを除く。)を運行の用に供しようとするときは、第十九号様式による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならない。

2 自動車の使用者は、第五十二条第一項第四号に掲げる処分を受けたとき並びに第二項第二号及び第三号に掲げる処分が行われたときは、遅滞なく、前項の標識を抹消しなければならない。

(制限又は緩和の記載)

第五十三条 前条各号に掲げる処分(第二号、第四号(第二号の指示の取消しに限る。))及び第五号に掲げる処分を除く。)は、当該自動車検査証にその旨を記載することにより行う。

(制限の表示)

第五十四条 自動車の使用者は、第五十二条第一号、第二号(法第五十四条第一項及び法第五十四条の二第一項の規定による指示に係るものに限る。)及び第三号に掲げる処分に係る自動車(第三号に係るものにあつては、その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を付されたもの(専ら道路(専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。))の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものを除く。)を運行の用に供しようとするときは、第十九号様式による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならない。

2 自動車の使用者は、第五十二条第四号に掲げる処分を受けたときは、遅滞なく、前項の標識を抹消しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十九号

道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年九月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第三百十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(かじ取装置) 第七条 (略) 2、13 (略)</p> <p>14 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等(高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。)をいう。以下同じ。)において運行しないもの(細目告示第二節の規定の適</p>	<p>(かじ取装置) 第七条 (略) 2、13 (略)</p> <p>(新設)</p>

用を受ける自動車を除く。以下同じ。については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第十一条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十三条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

- 一 協定期則第十二号の技術的な要件(同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則5・5・5・5を除く)及び6・1に限る。に定める基準に適合すること。この場合において、同規則5・1・2・5・2・1・及び5・6・6の規定の適用については、協定期則第九十四号附則3の4の規定中「 $80 \cdot 0 / + 1 \text{ km} / \text{h}$ 」とあるのは「 $40 \cdot 0 / + 1 \text{ km} / \text{h}$ 」と、協定期則第三百七十七号附則3の4の規定中「 $80 \cdot 0 / + 1 \text{ km} / \text{h}$ 」とあるのは「 $40 \cdot 0 / + 1 \text{ km} / \text{h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 二 第十五条第三十三項第二号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

(制動装置)

第九条 平成十五年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第十二条の規定並びに細目告示第十五条、第九十三条及び第七十一条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車(次号から第五号までの自動車を除く)には、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えなければならない。
- イ フ
- ロ 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が十二トンを超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ)を除く)及び車両総重量が七トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

カ・ヨ (略)

二七 (略)

二六 (略)

7 平成二十一年六月十七日以前に製作された三輪自動車(次項に掲げるものを除く)、平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車(平成二十一年六月十八日以降に法第七十五条第一項の規定により型式の指定を受けた自動車を除く)及び平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車であつて平成二十一年六月十八日以降に型式の指定を受けた自動車(平成十九年六月二十八日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る)には、細目告示第十五条第四項の規定にかかわらず、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えればよいものとする。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで(ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・シユを直接作動させるカム軸等まで)の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する二系統以上の制動装置」であるものとする。

(制動装置)

第九条 平成十五年十二月三十一日以前に製作された自動車については、道路運送車両の保安基準第十二条の規定並びに細目告示第十五条、第九十三条及び第七十一条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車(次号から第五号までの自動車を除く)には、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えなければならない。
- イ フ
- ロ 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が十二トンを超えるもの(高速自動車国道等(昭和二十七年法律第八十号、第四十八条の四第一項に規定する道路及び道路法(昭和二十七年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路専用道路をいう。以下同じ)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ)を除く)及び車両総重量が七トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

カ・ヨ (略)

二七 (略)

二六 (略)

7 平成二十一年六月十七日以前に製作された三輪自動車(次項に掲げるものを除く)、平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車(平成二十一年六月十八日以降に法第七十五条第一項の規定により型式の指定を受けた自動車を除く)及び平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車であつて平成二十一年六月十八日以降に型式の指定を受けた自動車(平成十九年六月二十八日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る)には、細目告示第十五条第四項の規定にかかわらず、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えればよいものとする。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで(ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・シユを直接作動させるカム軸等まで)の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する二系統以上の制動装置」であるものとする。

一五五 (略)

六 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が十二トンを超えるもの(高速自動車国道等)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。及び車両総重量が七トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

8 55 (略)
(燃料装置)

第十二条 (略)

2 5 11 (略)

12 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないもの(ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車に限る。)については、当該自動車の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第十五条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十八条第二項第一号及び第四号の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

- 一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号の技術的な要件及び協定規則第三十七号の技術的な要件の規定の適用については、協定規則第九十四号附則 3 の 4 の規定中「 $56-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」と、協定規則第三百三十七号附則 3 の 4 の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。
- イ 協定規則第三十四号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足第二改訂版の規則 8 ・及び 9 ・ 6 ・に限る。)に定める基準に適合すること。
- ロ 協定規則第九十四号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足改訂版の規則 5 ・ 2 ・ 6 ・及び 5 ・ 2 ・ 7 ・に限る。)に定める基準に適合すること。
- ハ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件(同規則改訂版補足第二改訂版の規則 5 ・ 2 ・ 6 ・及び 5 ・ 2 ・ 7 ・に限る。)に定める基準に適合すること。

二 第十五条第三十三項第二号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

13 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当分の間、細目告示第十八条第二項第六号の規定は適用しなくてもよい。この場合においては、前項第二号の規定を準用する。

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第十三条 (略)

2 5 16 (略)

一五五 (略)

六 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が十一トンを超えるもの(高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。))に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。及び車両総重量が七トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

8 55 (略)
(燃料装置)

第十二条 (略)

2 5 11 (略)

(新設)

(新設)

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第十三条 (略)

2 5 16 (略)

17 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないもの（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。）については、当該自動車のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第十七条第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十号第四項第一号、第三号及び第四号の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号の技術的な要件、協定規則第三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・2に限る。）及び協定規則第三十七号の技術的な要件の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「 $80-0+h$ 」とあるのは「 $40-0+1km/h$ 」と、協定規則第三百三十七号附則3の4・の規定中「 $150-0+1km/h$ 」とあるのは「 $40-0+1km/h$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版附則3の規則1・3・及び4・に限る。）に定める方法及び協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の附則5に限る。）に定める方法により試験を行った結果、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1・から7・2・3・までに定める基準に適合すること。）に定める基準に適合すること。

ロ 協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・2・に限る。）に定める基準に適合すること。

ハ 協定規則第三百三十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第二改訂版の附則3に限る。）に定める方法及び細目告示別添十七「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3・1・2・4・及び3・1・2・6・から3・1・2・8・までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第三百三十四号の技術的な要件（同規則補足第三改訂版の規則7・2・1・から7・2・3・までに定める基準に適合すること。）に定める基準に適合すること。

ニ 第十五条第三十三項第二号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

18 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当分の間、細目告示第二十号第四項第五号の規定は適用しなくてもよい。この場合においては、前項第二号の規定を準用する。

（電気装置）

第十四条（略）

2 20（略）

21 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、保安基準第十七条の二第六項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十一条第六項（第三号、第四号、第六号及び第七号を除く。）の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 協定規則第九十号の技術的な要件（同規則第二改訂版補足第四改訂版の規則6・4・に限る。）に定める基準（原動機用蓄電池（作動電圧が直流六十ボルトを超え千五百ボルト以下又は交流三十ボルト（実効値）を超え千ボルト（実効値）以下のものに限る。）を備えた自動車

（新設）

（新設）

（電気装置）

第十四条（略）

2 20（略）

（新設）

に限る。及び次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第十二号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則 5・5・に限定）、協定規則第九十四号の技術的な要件、協定規則第三百十七号の技術的な要件及び協定規則第九号の技術的な要件（同規則第二改訂版補足第四改訂版の規則 6・4・1・1、6・4・2・1・1、6・4・2・1・2・及び 6・4・2・2・に限定）の規定の適用については、協定規則第九十四号附則 3 の 4 の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」と、協定規則第三百十七号附則 3 の 4 の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第十二号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第五改訂版の規則 5・5・に限定。以下この号において同じ。）に定める基準に適合すること。ただし、協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版の規則 5・2・8・に限定）に適合している場合には、協定規則第十二号の技術的な要件に適合するものとする。

ロ 協定規則第三百十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第二改訂版の規則 5・2・8・に限定）に定める基準に適合すること。

二 第十五条第三十三項第二号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

（車枠及び車体）

第十五条（略）

2532（略）

33 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に關し保安基準第十八条第二項の告示で定める基準並びに車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に關し保安基準第十八条第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第二十二條第八項及び第九項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第九十四号附則 3 の 4 の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」と、協定規則第三百十七号附則 3 の 4 の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」と、協定規則第三百十七号附則 3 の 4 の規定中「 $50-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とあるのは「 $40-0 / +1 \text{ km/h}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 協定規則第九十四号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版の規則 5・5・2・6・から 5・2・8・までを除く。）及び 6・に限定）に定める基準に適合すること。

ロ 協定規則第三百十七号の技術的な要件（同規則改訂版補足第二改訂版の規則 5・5・2・6・から 5・2・8・までを除く。）及び 6・に限定）に定める基準に適合すること。

二 次の様式による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

（車枠及び車体）

第十五条（略）

2532（略）

（新設）

257 (略) 第十九条 (略)

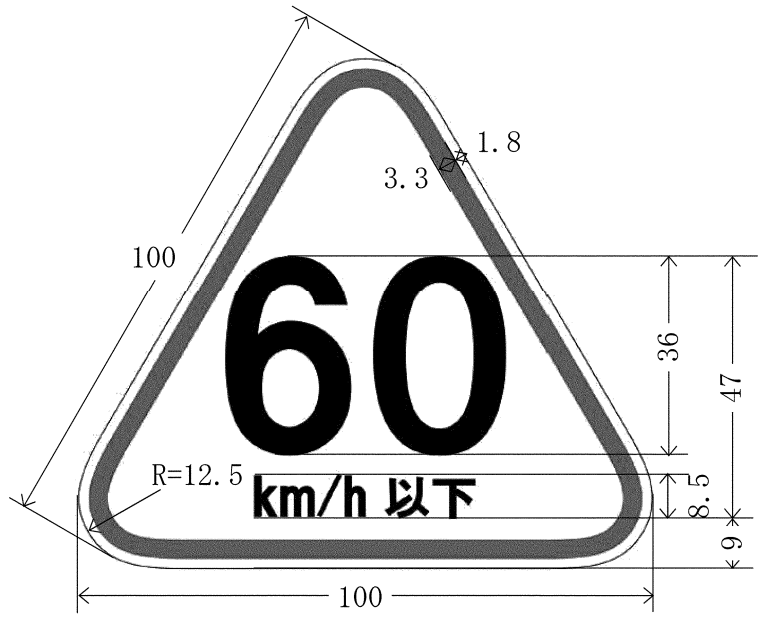
(座席)

34| 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当分の間、保安基準第十八条第五項の規定並びに細目告示第二十二條第十一項及び第十二項並びに第七十八條第十一項及び第十二項の規定は適用しなくてもよい。

この場合においては、前項第二号の規定を準用する。

備考

- 一 縁緑の色は赤色、文字の色は黒色、縁及び地の色は白色とする。
- 二 縁緑の反射光の色は赤色、縁及び地の反射光の色は白色とする。
- 三 寸法の単位は、ミリメートルとする。
- 四 表示する場所は、車体後面の見やすい位置とする。



257 (略) 第十九条 (略)

(座席)

(新設)

8 次に掲げる自動車については、細目告示第二十六條第一項第二号、第二十八條第六項の表右欄及び第六條第六項の表右欄中「協定規則第七号の技術的な要件（同規則第九改訂版補足第四改訂版）」とあるのは「協定規則第七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足第四改訂版）」と読み替えることができる。

一〇六（略）

9（略）

（座席ベルト等）

第二十条（略）

25 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の座席ベルトの構造、操作性等に関し保安基準第二十二條の第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第三十條第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

- 一 協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版の規則6・7及び8・1から8・3・6までに限る。）に定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第十六号の技術的な要件（同規則第八改訂版附則1Bの12に限る。）の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4の規定中「50-0/11km/h」とあるのは「40-0/11km/h」と読み替える。
- 二 第十五條第三十三項第二号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。

（その他の灯火等の制限）

第四十八条（略）

254（略）

- 5 第七條第十四項、第十二條第十二項及び第十三項、第十三條第十七項及び第十八項、第十四條第二十一項、第十五條第三十三項及び第三十四項並びに第二十二條第二十五項が適用される自動車に対する細目告示第六十二條第八項及び第二百十八條第八項の適用については、当分の間、同項ただし書中「及び専ら兼用の用に供する」とあるのは「専ら兼用の用に供する」と、「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの及び適用関係告示第十五條第三十三項第二号に規定する標識」とそれぞれ読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

第二条 自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和二年国土交通省告示第七百八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第十四條第二項」を「第十四條第二項」に改める。

第三条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部分を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十四條中「20」を「21」に、「21」を「22」に、「22」を「23」に改める。

8 次各号に掲げる自動車については、細目告示第二十六條第一項、第二十八條第六項及び第六條第六項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部分を改正する告示（令和元年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第二十六條第一項、第二十八條第六項及び第六條第六項の規定に適合するものであればよい。

一〇六（略）

9（略）

（座席ベルト等）

第二十条（略）

254（略）

（新設）

（灯光の色等の制限）

第四十八条（略）

254（略）

（新設）

警 告 書

○ ○ ○ ○ 殿

自 動 車 の 適 正 な 使 用 に つ い て

貴殿が使用する自動車登録番号(車両番号)「」の車両について、
年 月 日、自動車検査証の記載事項と異なる状態で運行、使用している事実が判明
しました。

自動車検査証の記載事項に変更があった場合には、15日以内に道路運送車両法第
67条の記載事項の変更、構造等変更検査を受ける必要がありますので、速やかに所要
の措置を講ずるよう警告します。